

# SMBC NEWS



2016年3月16日

## 国家外貨管理局上海市分局、外債限度額及びクロスボーダー担保 について一部制限を緩和

国家外貨管理局上海市分局（以下「上海外管局」）は、2016年3月8日付で《直近の貸付業務関連事項に関する通知》（以下「本通知」）を公布し、上海市内企業の外債限度額やクロスボーダー担保等の一部業務について、「個別案件集中審査」方式を通じて、現行規定とは異なる個別の取り扱いや緩和措置を審査認可することを開始しました。

上海市の外商投資企業は、投注差が0、あるいは外債限度額を消化済みの場合でも、上海外管局宛での個別申請認可を前提として、新たに外債を取り組めることとなります。

以下サマリーは、本通知の内容及び上海外管局への照会結果を基に作成していますが、さらに詳細な内容については、実際の状況に応じて個別確認を行う必要がありますのでご注意ください。

### 1. 外商投資企業の外債限度額管理の緩和

#### (1) マクロプルーデンス外債管理モデルの試行対象企業の追加

2016年1月に中国人民銀行から公布された《全口径クロスボーダー融資マクロプルーデンス管理試行の拡大に関する通知》（銀発[2016]18号）<sup>(※1)</sup>によって、自由貿易試験区企業を対象として、新たな外債管理モデル（マクロプルーデンス管理）が試行開始されました。

本通知では、自由貿易試験区企業に限らず、従来外債調達を行うことができなかった上海市の外商投資株式有限会社及び投注差が0である外商投資企業について、マクロプルーデンス管理モデルを通じた外債調達を個別申請することを認めています。

＜上海市におけるマクロプルーデンス管理モデル利用要件＞

対象企業	<ul style="list-style-type: none"> <li>外商投資株式有限会社</li> <li>「投注差」が0の外商投資企業<sup>(※2)</sup></li> </ul>
外債限度額	純資産×クロスボーダー融資レバレッジ率（1.0）×マクロプルーデンス調節係数（1.0）
利用口座	外債専用口座
申請方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>新規外債調達を行うにあたって、外債契約締結登記を上海外管局宛てに行う際に同時申請</li> <li>その他の関連手続きは現行の外債登記管理に従う</li> </ul>

※1 SMBC NEWS【2016】01号ご参照。

※2 元々、投資総額と登録資本金額が一致している外商投資企業。外債限度額を全て利用した結果、空き枠がない場合は含まず。

# SMBC NEWS



SMBC  
SUMITOMO MITSUI  
BANKING CORPORATION  
(CHINA) LIMITED

## (2) 中長期外債の発生額管理から残高管理への変更

現行規定において中長期外債は、その発生額をもって外債限度額を消化させ、外債返済を行っても限度額が回復しない発生額管理を採用しています。<sup>(※3)</sup>

本通知では、新たに外債を取り組むニーズはあっても、過去の中長期外債利用により外債限度額が不足している外商投資企業に対して、外債残高に応じて外債限度額を計算する残高管理の採用を個別申請することが認められました。当該手続きは、新規外債調達のための外債契約締結登記手続きの際に併せて行う必要があり、管理方法の変更申請のみを単独で行うことはできません。

なお、人民元外債は短期外債と中長期外債共に発生額管理となっていますが、本通知の適用可否については中国人民銀行への確認が必要と考えられます。

### <中長期外債の残高管理への変更申請要件>

対象企業	<ul style="list-style-type: none"> <li>外債について投注差管理を行っており、過去の中長期外債利用により外債限度額を消化し、新たに外債調達を行うことができない外商投資企業</li> </ul>
申請条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>実際に新たな外債調達ニーズがあること (短期外債・中長期外債いずれも可)</li> </ul>
申請方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>新規外債調達にあたって、上海外管局宛てに外債契約締結登記を行う際に、《変更申請書》(企業の基本状況、投注差利用状況、過去の中長期外債利用状況等の内容を含む)をあわせて提出</li> <li>上海外管局による審査を経て、中長期外債を残高管理に変更し、過去の中長期外債によって占用された外債限度額を回復</li> </ul>

※3 《外債登記管理オペレーションマニュアル》(匯発[2013]19号、2013年4月28日公布)

「外商投資企業が借り入れる短期外債の残高及び中長期外債の発生額の和は、その投注差を超えてはならない」

## 2. 中資企業の短期外債指標申請の条件緩和及び外債人民元転の許可

	全国	上海
適用法規	《国内機構の国際商業貸付借入管理弁法》 ([97]匯政発字 06号) 《外債登記管理オペレーションマニュアル》 (匯発[2013]19号)	本通知
中資企業(非金融法人)の短期外債指標申請条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>直近3年連続して利益を計上しており、輸出入業務許可を有しており、且つ国家奨励業種に属している</li> <li>完全な財務管理制度を有している</li> <li>貿易型非金融企業法人の純資産及び総資産の比率は15%を下回ってはならない; 非貿易型非金融企業法人の純資産及び総資産の比率は30%を下回ってはならない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>直近3年連続して利益を計上しており、輸出入業務許可を有しており、且つ国家奨励業種に属している</li> <li>完全な財務管理制度を有している</li> <li><del>貿易型非金融企業法人の純資産及び総資産の比率は15%を下回ってはならない; 非貿易型非金融企業法人の純資産及び総資産の比率は30%を下回ってはならない</del></li> </ul>

# SMBC NEWS



SMBC  
SUMITOMO MITSUI  
BANKING CORPORATION  
(CHINA) LIMITED

	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 国際商業貸付借入及び対外担保残額の和は、その純資産と同等額の外貨の50%を超過してはならない</li> <li>➤ 外貨借入及び外貨担保残額の和は、その前年度の外貨獲得額を超過してはならない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 国際商業貸付借入及び対外担保残額の和は、その純資産と同等額の外貨の50%を超過してはならない</li> <li>➤ 外貨借入及び外貨担保残額の和は、その前年度の外貨獲得額を超過してはならない</li> </ul>
外貨外債の 人民元転	不可	可能

(注) 本通知では、短期外債指標の申請方法及び必要書類等には言及しておらず、具体的なオペレーションについては、当局確認が必要となります。

### 3. 国内保証・国外貸付項目（中国語：内保外貸）における中国国内への資金還流

	全国	上海
適用法規	《クロスボーダー担保に係る外貨管理規定》 (匯発[2014]29号)	本通知
関連内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 国外債務者は国内への貸借・持分投資或いは証券投資等の方式を通じて担保項目の資金を直接或いは間接的に国内に戻し入れて使用してはならない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 国内機構が<b>外債限度額を有するという前提の下、外債形式</b>により国内保証・国外貸付項目の資金を国内に戻し入れ、また規定に基づき外債登記を行うことを許可する</li> </ul>

以上

当資料に掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当資料は単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行及び情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更されることがあります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用頂き、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各面の専門家にご相談くださるようお願い致します。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行及び情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

#### ご照会先

本店：上海市浦東新区世紀大道100号 上海環球金融中心11階/電話：86-(21)-3860-9000・FAX：86-(21)-3860-9999  
 上海浦西出張所：上海市長寧区興義路8号 上海万都中心12階1、12、13号/電話：86-(21)-2219-8000・FAX：86-(21)-2219-8199  
 上海自貿試験区出張所：上海市中国(上海)自由貿易試験区馬吉路88号7、8棟1階/電話：86-(21)-2067-0200・FAX：86-(21)-2067-0399  
 瀋陽支店：瀋陽市瀋河区青年大街1号 市府恒隆広場16階1606室/電話：86-(24)-3128-7000・FAX：86-(24)-3128-7781  
 北京支店：北京市朝陽区光華路1号 北京嘉里中心北楼16階1601号室/電話：86-(10)-5920-4500・FAX：86-(10)-5915-1080  
 天津支店：天津市和平区南京路189号 津匯広場2座12階/電話：86-(22)-2330-6677・FAX：86-(22)-2319-2111  
 天津濱海出張所：天津市天津經濟技術開發区広場東路20号 濱海金融街東区E2B8層/電話：86-(22)-6622-6677・FAX：86-(22)-6628-1333  
 蘇州支店：蘇州市高新区獅山路28号 蘇州高新國際商務広場12階/電話：86-(512)-6606-6500・FAX：86-(512)-6606-8500  
 蘇州工業園出張所：江蘇省蘇州工業園蘇州大道西2号 國際大廈16樓/電話：86-(512)-6288-5018・FAX：86-(512)-6288-5028  
 常熟出張所：常熟市東南開發区東南大道333号 科創大廈8樓/電話：86-(512)-5235-5553・FAX：86-(512)-5235-5552  
 昆山出張所：江蘇省昆山市前進東路399号 台協國際商務広場2001-2005室/電話：86-(512)-3687-0588・FAX：86-(512)-6606-8500  
 杭州支店：杭州市下城区慶春路118号 嘉德広場23樓/電話：86-(571)-2889-1111・FAX：86-(571)-2889-6699  
 広州支店：広州市天河区華夏路8号 國際金融広場12階/電話：86-(20)3819-1888・FAX：86-(20)3810-2028  
 深圳支店：深圳市福田区中心四路1号 嘉里建設広場二座23層/電話：86-(755)-2383-0980・FAX：86-(755)-2383-0707  
 重慶支店：重慶市南岸区南濱路22号 重慶長江國際1棟第34階02号/電話：86-(23)-8812-5300・FAX：86-(23)-8812-5301